

# 2016年度 フットサル用 書式説明・注意事項

## 書式第1号 選手登録区分申請書

- 【説明】 プロで登録する際、またはプロで登録していた選手がアマチュアへ区分変更する際に使用  
・プロ⇒アマチュアへの変更は、申請料(5,000円(※非課税))  
・プロ選手登録する場合は、年度ごとに申請が必要(契約書写しと申請料10,000円(※非課税))
- 【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書に、書式第1号附属書を添えて、JFAへ提出。写しを都道府県サッカー協会へ提出。  
契約書(写し)： Fリーグ所属クラブはFリーグへ提出、その他はJFAへ提出

## 書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書

- 【説明】 ユニフォームに広告掲示する際に使用  
フットサル、ビーチサッカー共通
- 【チームの手続・注意】 「ユニフォーム規程」を確認し、必要事項を記入  
掲示する広告の内容を詳細に記入するか、資料を添付すること  
※広告サイズの面積は、たて×よこ(長方形)で計算すること  
⇒本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書(クラブ用)

- 【説明】 クラブ申請しているクラブに所属の複数チームがユニフォームに同じ広告を掲示する際に使用
- 【クラブの手続・注意】 「ユニフォーム規程」を確認し、必要事項を記入  
掲示する広告の内容を詳細に記入するか、資料を添付すること  
※広告サイズの面積は、たて×よこ(長方形)で計算すること  
⇒本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第6号 国際移籍選手登録申請書

- 【説明】 海外から日本へ移籍する選手(日本国籍の場合も含む)を登録する際に使用  
※Fリーグ所属クラブの場合、外国籍選手が国内移籍する際も同様に提出のこと
- 【添付書類】 以下の書類(3点)を添付し提出すること  
(1) 国際移籍証明書の写し(前所属サッカー協会発行のもの)  
(2) パスポートの顔写真のページの写し(外国籍の場合は、在留資格が記載されている部分「上陸許可証印」も要添付)  
(3) 外国籍の場合は、外国人登録証明書(両面)、在留カード(両面)、住民票、上陸許可証+査証のうち いずれかの写し  
日本国籍の場合は、住民票の写し  
(※アマチュア選手で、在留資格が「短期滞在」の場合は、パスポートの「上陸許可証印」の写しにて代用可能)
- 【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
※外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる場合は、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第7号 外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)

- 【説明】 (1)外国協会でもフットサル選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際に使用  
(2)(3)国籍区分を変更する際に使用
- 【添付書類】 (1)(2)の場合…在留カード(両面)写し、特別永住者証明書(両面)写し、住民票写し、外国人登録証明書(両面)写し のいずれか  
(3)の場合…住民票の写しまたはパスポートの写し
- 【チームの手続・注意】 (1)の場合、選手本人の署名が必要  
先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

## 書式第8号 外国籍選手登録申請書(第76条に該当する選手)

- 【説明】 外国籍扱いしない選手(JFA基本規程第76条に該当する選手)として登録する際に使用  
正加盟チームで外国籍選手がすでに4名登録されている場合、  
以下の条件に該当する1名のみ外国籍扱いしない選手として登録可能  
条件：日本で生まれていて、日本の学校で義務教育中または終了しているか、  
日本の高校または大学を卒業していること
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)写し(または住民票写し)、特別永住者証明書(両面)写し、外国人登録証明書(両面)写し のいずれか  
(2)在学/卒業証明書  
(3)自己出生地宣誓書

## 2016年度 フットサル用 書式説明・注意事項

【チームの手続・注意】 先にWeb申請をした場合は、付与された受付整理番号を記入すること  
⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出

### 書式第9号 国際移籍証明書発行申請書

【説明】 選手が、①日本から海外に移籍する場合に国際移籍証明書の発行をJFAに依頼する際、  
または、②海外から日本へ移籍する場合に外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる際 に使用。  
(ただし、日本から海外に移籍する場合には、外国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからの申請となる)

【チームの手続・注意】 ①の場合、登録抹消申請をすること ②の場合、書式第9号附属書、選手経歴書・契約書（プロの場合）を添付

1. 日本から海外への移籍 申請料：**不要**
2. 海外から日本への移籍 申請料：10,000円+**消費税**

⇒本申請書ををJFAへ提出。写しを都道府県サッカー協会へ提出。

### 書式第12-1号 クラブ申請書

【説明】 クラブとして認可を受けるために使用

条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること  
同一競技のチームで構成されていること（サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない）  
異なる種別の複数のチームで構成されていること  
統一的な運営組織を持っていること

【クラブの手続・注意】 ⇒本申請書を都道府県サッカー協会へ提出。